

在ポーランド日本商工会 運営規約

第1条：主旨

1. 在ポーランド日本商工会運営規約（以下「本運営規約」）は、1991年5月23日付けポーランド雇用者組合法（Dz.U.z 1991r.,nr 55 poz.235）に基づき設立登記された「雇用者組合商工会」（ポーランド語：Związek Pracodawców Shokokai、略称：Shokokai）が、ポーランド法および2009年6月19日作成の雇用者組合商工会定款（2016年11月25日および2025年7月18日に改正）に基づいた具体的な運営および業務の執行について本会定款にその定めがない場合、本運営規約において本会の円滑かつ適切な運営のために必要な事項を定めるものとする。

第2条：定義

1. 「在ポーランド日本商工会」および「商工会」とは、1991年5月23日付けポーランド雇用者組合法（Dz.U.z 1991r.,nr 55 poz.235、2025年4月3日付け Dz.U.z 2025. 423 t.j.により改正）に基づき2009年8月18日付けで設立登記された「雇用者組合商工会」（ポーランド語：Związek Pracodawców Shokokai、略称：Shokokai）を指す。
2. 「定款」とは、2009年6月19日付け雇用者組合商工会定款¹を指す。（以下、「本会定款」）なお、定款原文は法律の定めに従いポーランド語で登記されており、日本語で存在する本会定款は、ポーランド語定款の翻訳版となっている。また、ポーランド語および日本語の両定款の言葉の解釈に齟齬がある場合には、ポーランド語版の解釈が優先する。
3. 「総会」とは、本会定款第10条規定の「総会」を指し、これには同条2項規定の「通常総会」および「臨時総会」が含まれる。
4. 「定例会」とは、本会定款第4条1項規定の「定例会」を指す。
5. 「理事会」とは、本会定款第11条規定の「組合理事会」を指す。
6. 「事務局」とは、第13条2項(a)規定の「事務局長」ならびに(b)規定の「会計役」で構成する組織を指す。
7. 「商工会会長」（以下、「会長」とする）とは、本会定款第11条2項規定の「組合理事会会長」を指す。
8. 「商工会副会長」（以下、「副会長」とする）とは本会定款第13条2項（a）規定の「事務局長」を指す。
9. 「監査役」とは、本会定款第12条2項規定の「監査役」を指す。
10. 「会計役」とは、本会定款第13条2項（b）規定の「会計役」を指す。
11. 「顧問」とは本会定款第11条6項(f)に規定の必要に応じて定められた別の役職に該当し、その諸条件については本規約にてこれを定める。
12. 「地域部会」とは本会定款第14条1項規定の「地域部会」を指す。

¹ 定款改正履歴：2016年11月25日および2025年7月18日に改正

13. 「日本祭り実行委員会」とは本会定款第14条1項規定の「特別委員会」に含まれるものとする。
14. 「事務局員長」及び「事務局員」とは、本会定款第11条6項(d)規定の「事務局要員」を指す。

第3条：会員資格

1. 本会の入会資格は、本会定款第5条1項の定め通り、ポーランド国内に事務所または拠点を持つ日系企業、本邦団体、ならびに日本人社員がポーランド国内に常駐する非日系企業または団体で本会趣旨に賛同する法人がその資格を持つ。ポーランド国内に常駐の拠点を持たない場合、またはポーランド国内に日本人社員が常駐しない場合であっても、本会への入会の意思を示す法人については、会員の多数決でこれを認めた場合には、会員として受け入れる。
2. 定例会および総会へのオブザーバー参加については、商工会会長がこれを認めた場合に可能とする。

第4条：定例会および総会の運営

1. 定例会は本会定款第3条に定める本会の目的および使命を実現するために開催される会合である。
2. 定例会は、原則として毎月1回の開催とし（ただし、8月は除く）、理事会により招集される。なお、理事会において必要と認めたときは定例会において休会を提案できる。
3. 定例会を休会とする場合、理事会は少なくとも前々月の定例会（8月にかかる場合には定例会開催月のみをカウントし、8月はカウントに含めない）までに、休会とする理由と共にその旨を会員へ周知し、総会での決議承認をもって休会にできる。ただし、暦年あたりの休会は2回を越えないものとする（8月は除く）。
4. 総会は本会の最高意思決定機関であり、その運営については本会定款第10条の定めに従う。総会は定例会と同時に開催されることが認められる。
5. 総会の議長は本会定款第10条5項に従い、商工会会長がこれを務める。会長不在時には、副会長がそれを行うものとする。なお、会長および副会長が共に不在の場合には、総会参加者によって選出された会員がこれを務める。
6. 総会において承認を要する事項を発議する場合、予め、会長に連絡の上、総会の議事進行案に記載し総会前に会員へ通知するものとする。但し、緊急に総会での承認を要する事項については、この限りではない。

第5条：商工会の内部組織構成員の任命と承認について

1. 会長および監査役は、定例会による選出の結果を受け、翌月の総会での承認を持ってその任にあたる。
2. 副会長、会計役ならびに顧問を含む特別な役職の者は、会長により任命され、総会にて承認される。また、副会長ならびに会計役はそれぞれ1名とする。

3. 地域部会会長は各部会により、またそれ以外に組織された特別委員会の会長は当該特別委員会により任命され、総会にて承認される。

第6条：会長の任務と権限について

1. 会長は本会の適切な業務執行ならびに運営の監督をその任務とし、その権限については本会定款第11条6項にこれを定める。
2. 会長の任期は本会会計年度（1-12月）に準じ原則1年とし、次期会長は11月末までに選出され、12月の定例会にて承認される。
3. 会長がその任務を一時的に遂行できない場合、会長は自らの任務遂行を副会長に委任することができる。

第7条：顧問の設置とその要件

1. 会長は本会定款の定めに基づき、業務の必要に応じ特別な役職として顧問を設置することができる。
2. 顧問は以下の基準をもって選び、総会の承認を得て、委嘱するものとする。
 - a) 当会会長経験者で10年以上に亘り会員として当会に貢献してきた者
 - b) ポーランドにおいて表彰を受ける等、広くその功績が認められている者
3. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 顧問は、会長の要請に基づき定例会および総会に出席し諮問に応ずるものとする。
5. 顧問の役職にあった者に関して、会長が発議し、総会でこれと認める場合には「名誉顧問」とすることが出来る。名誉顧問に関しては別に定めを置かない限り、その任期に限りはないものとする。

第8条：事務局と事務局要員の役割について

1. 事務局は理事会の下に置かれ、副会長、会計役で構成する²。
2. 事務局は会長の要請に従い、本会の円滑かつ適切な運営と業務の執行を補佐する役割を担う。
3. 事務局要員は会長の指示のもと、会長、事務局を補佐し本会の円滑な活動をサポートする。
4. 会長は事務局員の中から事務局員長を任命することが出来、総会の承認を得るものとする。
5. 事務局員長の責務は本来の事務局員としての責務に加え、会長からの指示に従い 対外的な交渉も含めた会長業務を補佐するものとする。なお、その任期は原則1年とし、その再任を妨げない。

第9条：部会および特別委員会の活動について

1. 各部会および特別委員会はポーランド法および本会定款の定めのもと、その活動趣旨と目的

²「定款」第13条1項および2項参照

に応じて適切に運営されるものとする。

2. 各部会および特別委員会の活動報告は定例会もしくは総会において、適宜、その代表者により報告されなければならない³。
3. 本会定款および本運営規約に定めがある場合、もしくは予算の執行において付与された各部会、または各特別委員会の単年度予算を超過する場合には、総会での承認を得る必要がある。

第10条：商工会年会費について

1. 年会費とは本会定款第16条の会費を指す。なお、会費額とその詳細については「在ポーランド日本商工会内規一号・年会費の定め（別添1）」にて別途定める。
2. 年会費は1月から12月までを1年分とし、毎年年初より4月末までの間に事務局より請求され、本会会員は事務局から指定された方法と期日で納付するものとする。なお、原則として、その年の年会費納付の期日は6月末を越えないものとする。

第11条：運営規約の変更について

1. 本運営規約の変更は、総会決議において会員総数の2/3以上の賛成をもって行われる。
2. 本運営規約の変更については、会長、副会長を含むすべての会員がその発議の権利を持つ。

第12条：最終条項

1. 本会定款および本運営規約に定めのない事項については、会員もしくは理事会の発議により、総会での決議承認をもって決定する。なお、総会での決議承認は原則として本運営規約第11条1項を準用し行われるものとする。

³ 「定款」第14条2項参照